

食安輸発０６１４第２号
平成２３年６月１４日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公 印 省 略)

「平成23年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成23年3月30日付け食安輸発0330第15号（最終改正：平成23年6月10日付け食安輸発0610第1号）の「(別添) 平成23年度輸入食品等モニタリング計画」に基づき実施しているところです。

今般、ヨーロッパ地域を中心に腸管出血性大腸菌O104による健康被害が発生していることを踏まえ、腸管出血性大腸菌O104の検査方法を整備したので、上記モニタリング計画の別表第1の「※1 検査項目の例」中「成分規格等」の項の「病原微生物（腸管出血性大腸菌O157、リステリア菌等）」を「病原微生物（腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア菌等）」に改める。

なお、今回の健康被害の発生原因については、ヨーロッパ各国政府等による調査が継続中ですが、その原因としてヨーロッパで流通している生野菜が疑われていることから、当面の間、ヨーロッパ地域から輸入される野菜及び果実（無加熱摂取が想定されるもの）を優先し、モニタリング検査を実施するようお願いします。